

香川県教育委員会では、令和7年度の入学生から、すべての県立高校において、

各自でご購入いただいた学校指定の タブレット端末により、日々の学習等に取り組むこととします



令和7年度以降に県立高校に入学される生徒の皆様には、各学校が指定するタブレット端末をご自身の所有物として入学時に購入していただきます。
今回は、端末の購入や貸出しについてお知らせします。

端末の購入・貸出しについて ※県推奨端末(Google Chromebook)の場合

負担いただく金額

全日制 …… 34,996 円 (端末代金^{※1} 69,993 円から補助額^{※2} (34,997 円)を差し引いた額)
定時制 } 3年保証の場合 17,498 円 (端末代金 69,993 円から補助額 (52,495 円)を差し引いた額)
通信制 } 4年保証の場合 20,053 円 (端末代金 80,212 円から補助額 (60,159 円)を差し引いた額)
様々な決済方法(一括・分割、振込・クレジット決済 等)に対応します。

※1 端末代金は、令和7年4月入学生に係る価格です。

※2 補助額は、県推奨端末の端末代金の 1/2 又は 3/4(1 円未満の端数切上げ)の額です。

端末代金の内訳

端末本体(キーボード、タッチペン含む)、端末の保証料(3年又は4年)、端末の管理に要する費用

端末の貸出し

経済的な理由で購入することが難しい世帯(生活保護世帯、住民税非課税世帯等)の生徒に対しては、「端末貸与申請書」、「生活保護受給証明書」や「課税証明書」などの必要書類を提出していただくことで、端末を無償で貸与することができます。なお、学校個別の教材ソフト料等については、ご家庭で負担していただきます。

補助金・貸与の流れ

令和7年3月21日

一般選抜合格者発表

・各種申請様式 配付

①補助金交付申請書
(タブレット端末購入予定者)

②端末貸与申請書
(タブレット端末貸与予定者)

令和7年3月下旬～

合格者招集

・各種申請様式 提出

①補助金交付申請書

②端末貸与申請書など



①を提出後、専用サイトで補助金を差し引いた額で端末代金を支払い

学校指定の端末を貸与

※タブレット端末は、4月以降に学校でお渡します。

県立高校では、このような ICT 活用教育を推進しています



シミュレーションなどのデジタル教材を用いた思考を深める学習



複数の考えを議論して整理し、発表を行うアウトプット型の学習



学校や家庭等で、一人一人の習熟の程度等に応じた学習

イラスト:文部科学省「ICTを活用した指導方法」より



生徒1人1台端末についてのQ & A



Q:全ての県立高校で同じ端末を個人購入するのですか。



A:県教育委員会では、Google Chromebookを県推奨端末としています。ただし、学校や学科の特色により異なる端末を指定する学校(善通寺第一高校デザイン科、高瀬高校、観音寺総合高校)もあり、補助上限額は3万6千円となります。

Q:すでに個人で所有している端末を学校に持ち込むことはできませんか。



A:端末は、学校の教育活動で日常的に利用するため、専用の管理ツールで適切に管理する必要があります。セキュリティの観点やトラブル発生に対応するため、学校が指定する端末の購入をお願いします。

Q:端末は家庭で自由に使用することができますか。



A:端末を持ち帰り、動画やデジタル教材などを用いて授業の予習・復習を行うことにより、各自のペースで継続的に学習に取り組むことができます。なお、不適切なサイト等は閲覧できない対策を行う予定です。

Q:通信費は誰が負担するのですか。



A:県推奨端末はWi-Fiモデルであり、学校では校内Wi-Fiに接続するため、県の負担となりますが、家庭での通信費については各自の負担となります。なお、家庭に通信機器がない場合は、Wi-Fiルータの通信機器を貸し出しますが、通信のための回線契約は、各自の負担をお願いします。

【お問い合わせ先】 香川県教育委員会事務局 高校教育課 〒760-8582 香川県高松市天神前6番1号 TEL: 087-832-3747

※ 高松第一高校・県内の私立高校においても、同様の補助や無償貸与を受けることができます場合があります。詳しくは、それぞれ下記までお問い合わせください。

高松第一高校 : 同校

(TEL: 087-861-0244)

県内の私立高校 : 香川県総務部総務学事課

(TEL: 087-832-3058) 又は 各学校